

2022.4.28 NO. 226

委員会提案条例 特集号

発行：墨田区議会事務局

130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号△5608-6352

https://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/

すみだ 区議会だより

ひと、つながる。
墨田区

区議会だよりHP



委員会提案による条例を制定

墨田区議会では、一層の議会活動の活性化等を図り、区民の皆様の負託に応えるため、議会改革の取組を推進しています。令和3年度2月議会では、この取組を実践し、積極的な委員会活動により、委員会提出議案として「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」及び「墨田区議会議員の政治倫理に関する条例」を提案、制定しました。本特集号では、この両条例の概要をご紹介します。



議会改革特別委員会のような

墨田区歩きスマホによる事故等の 防止対策の推進に関する条例

令和4年10月1日施行

この条例は、歩きスマホ行為を一律に禁止するものではなく、歩きスマホにより発生するおそれがある事故等を防止するための啓発等を図ることを定めたもので、歩きスマホによる事故防止の対策について区の責務等を示し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としています。

条例のポイント

定義 (第2条)

歩きスマホ…スマートフォンやタブレット又はこれらに類するゲーム機等の画像を表示する機能を有する機器等を操作し、又は画面を注視しながら歩行することをいいます。
区民等…区内に在住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する個人をいいます。



区の責務等 (第3条・第4条)

- 広報・啓発等
歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止について広報、啓発その他区民の理解と協力を促進するための必要な施策を推進することとしています。
- 区民等との協力
施策推進に当たって、区民等、事業者及び関係行政機関と協力を図り、当該施策の効果を最大限に発揮することができるよう努めることとしています。
- 財政上の措置
施策推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。

区民等の役割 (第5条)

- 歩きスマホの自粛
公共の場所において、歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努めるとともに、スマホの操作は、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行うよう努めることとしています。
- 施策への協力
区が推進する施策に協力するよう努めることとしています。



事業者等の協力 (第6条・第7条)

- 事業者の協力
区内で事業活動を行う者として、歩きスマホによる事故等の防止対策に係る活動を推進するとともに、区が推進する施策に協力するよう努めることとしています。
- 関係行政機関の協力
区の区域内を管轄する関係行政機関は、区が推進する施策に協力するよう努めることとしています。



条例制定までのあゆみ

令和3年9月 検討を開始

近年、「歩きスマホ」に起因する事故等が発生していますが、区が指導等を行うためのよりどころとなる法令等がない現状では対策が困難な状況となっています。地域産業都市委員会では、この対策について、委員会を計4回、同委員会勉強会を計7回開会し、調査・検討を重ねてきた中で、歩きスマホに関する条例制定の必要性を改めて強く認識し、「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」(案)を取りまとめました。

地域産業都市委員会・同委員会勉強会での調査・検討経過

令和3年9月21日 委員会① ・検討を開始	令和3年11月8日 勉強会② ・ながらスマホによる事故の関係者からのヒアリングを実施	する意見聴取の実施について ・先進自治体の取組に関する照会について	・逐条解説の作成について ・意見書の作成について
令和3年9月30日 委員会② ・「委員会における勉強会」の実施について	令和3年11月18日・26日 勉強会③・④ ・条例(素案)について	令和3年12月6日 委員会③ ・条例(素案)を決定	令和4年2月25日 勉強会⑦ ・逐条解説(案)について ・意見書(案)について
令和3年10月19日 勉強会① ・「墨田区歩きスマホ事故等防止条例(案)」について協議を開始	令和3年12月2日 勉強会⑤ ・条例(素案)の修正案について ・パブリック・コメント及び区長に対して	令和4年1月27日 勉強会⑥ ・パブリック・コメントの結果等について	令和4年3月22日 委員会④ ・条例(案)を取りまとめ、委員会提出議案として提出することを決定

令和4年3月30日 条例を議決・制定